

令和元年 10 月サービス提供分以降の障害福祉にかかる審査支払事務について

概要

平成 30 年 4 月から審査基準の見直しが実施され、平成 30 年 10 月サービス提供分から「第 1 段階」として、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの（エラー）については、国保連合会の審査にて返戻となっております。

今年度については「第 2 段階」として、4 月サービス提供分から新たな「★警告（エラー移行対象）」が発生し、10 月サービス提供分から国保連合会の一次審査にて返戻扱いとなります。

警告について

警告とは、国保連合会の一次審査では判断ができないもので、市町村等での二次審査での判断になるものを指します。

【警告の種類について】

- ※：警告
- ▲：警告（重度）
- ★：警告（エラー移行対象）

『※：警告』・『▲：警告（重度）』・『★：警告（エラー移行対象）』が発生した場合、市町村における二次審査にて返戻対象となる場合があるため、請求内容のご確認をお願いします。

【★：警告（エラー移行対象）について】

令和元年 10 月サービス提供分以降は、国保連合会の一次審査にてエラー（返戻）となりますので、エラー（返戻）に移行するまでに、必ず請求内容のご確認をお願いいたします。

※なお、令和元年 5 月審査から、★：警告（エラー移行対象）が発生している事業所については、別途本会から電子請求受付システムにて通知を行いますので、必ずご確認をお願いします。

4 月サービス提供分で発生している★：警告（エラー移行対象）上位 5 項目

エラーコード	内容
PB07	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
PJ56	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
EG29	★資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
PU51	★受付：実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています
EN02	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません

※「★警告（エラー移行対象）一覧」や「エラー対応マニュアル」については、「大阪府国保連合会 HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 参考資料」をご参照ください。

（大阪府国保連合会 HP の URL については、次面参照）